

公金
横領事件

「税金取りたてオンリー」路線が背景に 税負担の重み軽視 「告訴」せずして、町政信頼回復なし

なぜ、告訴できない??

「私らの税金、ほんま、入ってるんやろか!？」町でよく聞く声です。事件発覚から8か月も経過! にもかかわらず、被害者である町長が告訴できないのは、なぜか? … 税務課窓口で収納した税金類の日々集計を怠り課長等が確認(ダブルチェック)していなかったこと、刑事告訴を当初から脇に置いた?

この二つが今日に至っても元職員 K を告訴できない原因ではないか、町行政そのものの信頼を失っていることへの真剣な反省が不可欠だ! 西澤議員は9月議会の一般質問(9月6日)で、町の姿勢を追及しました。

もう一つ、今回の公金横領事件は、町民の苦しい暮らしを見ない「税金取りたてオンリー」路線の破たんを示すもの、と言えるのではないでしょうか。(決算討論で解決方向を提起)

公金横領問題に関する質問・答弁を抜粋・要約して紹介します(小見出しは編集者・正式な議事録ではありません)。

町長の

リーダーシップを

Q 西澤 この問題は、職員による税金の着服というところでもない事件にもかかわらず、町がいまだに容疑者を告訴もせず、テレビのインタビューなどであれだけ明瞭に着服の

事実を自認しているのに、警察が逮捕もしない、不思議な状況が続いています。このような異常事態に対しては、何と云っても町長の政治姿勢、リーダーシップが一番肝心ではないかと考えます。

町行政のトップとしての責任を發揮してきたのかどうか。

いまだ解決していない一因として、反省が要る

のではないのでしょうか。

昨日、今日と同僚議員からこの件に関する質問がありました。私が感じたのは、政治的リーダーシップの問題を問われているにもかかわらず、町長への指名はないけれど、解明のために進んで努力する答弁姿勢になってほしかったと思っていますので、よろしくをお願いします。

日々の入金確認ナシ

1つは、日々の現金入金処理を規則に基づいて確認する体制が長い間確立していなかったことで、横領事実の特定が困難になっていると見られます。

未だ告訴できない

初動に問題あり?

2つ目には、町がとった初動に問題があったのではないかと疑問が生じています。

事件発覚当初の対応に不備があった問題です。元職員 K の刑事責任を問う方針を正面から据えたのかどうか。それを脇に置いてしまったのではないかという疑問ですが、町長。町長にさっきから質問すると言ったでしょう。よろしくをお願いします。

A 北川町長 おかしいと報告を受けたのが、1月14日だったと思っています。K が机の中に納付書の片割れを持っていたのが1月19日。しかし、その間にKが確実に着服をしているという明確な内容が確認されることが、短期間では非常に難しい中で、Kの行為に職員も含めて、私もまさかというような思いがありました。

全容解明に向けては誠心誠意取り組んで、町民の皆さんに理解してもらい、発表でき

るように努めたい。これは私も弁護士さんと相談をさせていただいて、告訴状をつくっていただいた経緯は2回ほどあります。

警察「起訴に持ち

込める確実な証拠を」

しかし、警察に出向くと、この告訴状では不十分であると。仮に告訴を受理したとしても、起訴に持ち込める確証部分がないことで、もっとしっかりした中身を調べて、確実に起訴ができるという状況の条件整備をして告訴をした方がいいのではないかというアドバイスもいただき、今日まだその作業に取り組んでいる状況であり…(中略)…一日も早い時期に告訴ができて、なおかつ起訴できる、いわゆる状況証拠いう、確証を得た段階で告訴に持っていくため鋭意努力を一生懸命、今

甲良民報

2016年10月9日 680号
発行責任: 日本共産党甲良町議員
連絡: 甲良町在土 463(西澤)
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242

ご意見・ご要望をどうぞ。

くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38 4949 丸山光雄 38 3123 松元たけし 38 3875

日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

もしている姿勢には変わりはないと思っております。

弁償を優先、

刑事責任を脇に

Q西澤 横領事実を認めたのが翌日の1月14日。19日は町議選の告示。選挙前の発表は避けるとの意図が私には読み取れたんですが。

A北川町長 それは難しいでしょう、はっきり言って。時間的にも無理があり、中途半端な説明は控えたためです。

Q西澤議員 政治的な対決が進んでいるときでした。12月には住民グループと議員有志の解職請求が始まると報道もされていました。北川町政に期待しますというピラも同時に発行されていました。この時期に公表すれば北川町政に大きな否定的な影響が出ます。それを避けたのではないかとこの意見があるが。

A北川町長 議員がおっしゃる意味もわかりますが、これは受けとめる方のそれぞれの個人の考えというのもありま

す。Kが着服したということはある程度は公表できる環境が整うように、2月4日の(前期議員の)任期満了までにはしっかりとそういうことを報告できるように取り組んできたと思っております。

生活の困難さ無視した税金徴収での犯罪

Q西澤 起きてしまったことは、総括していただきたい。当然ながら、町長自身の不祥事でもありません。部下の犯罪です。(しかし、管理監督の最高責任は町長にあります)民間企業における横領ではなくて、法的強制力を持つ町行政の税の徴収業務の中で起きた横領事件です。町民の苦難、生活困窮を無視した税の徴収方針の中で生まれた犯行として受けとめるべきと考えます。

手腕を評価した町長

7月12日に配信された関西テレビの報道の中で、町長のコメントがあります。収納促進のため努力していたということで、我々もその手腕を

買っていたというのが軽率だったと載っています。また(議員から「同じ部署に長期配属の弊害だ」との指摘に対し)「収納の対策チームに派遣して、ノウハウを勉強してもらったところで、このKを異動させるわけにはいかなかった。長くなっただけで、異動させられなかった」と説明されていました。これは、町長の人事配置のミス、不始末、不手際があったと率直に認めなければならぬのではないかと思います。

A北川町長 K君は、平成21年4月採用で税務課に配置された。私が平成21年11月10日就任の時点では、もう既に税務課に配置され頑張っていました。私も6年余り、K君の仕事ぶりを見ていると、結果的にはだまされたようなものですが、真面目にあまり無駄口をたたかずに、朝も7時ごろから毎日来て、一生懸命仕事をしていただいていた姿を見ており、県の収納促進チームにも研修に行ってもらって、徴収対策あるいは滞納対策をしっかりと

やってもらう意味合いで、長期間配置していたことが、結果としては大変な事件が発生する一つのきっかけになってしまったのかなという意味では、本人の性格がなかなか読み取れなかったことが悔やまれますが、謙虚に受けとめて、今後はそういうことのないように、人事異動についても、しっかりと適材適所を再度考えたいなと思っております。

町長の指示

忠実に実行

取りたて強行 着服

Q西澤 被害者の中にはサラ金まがいの催促をされた上に、支払いが済んだ途端、また請求書が届く。そして、Kが「私がいるときに払ってください」とまで釘を刺していたことです。これは、北川町長の指示のもとで、しっかりと滞納分を徴収すべき、これはもちろんそうです。けれども、生活困窮者の状況をきちっと掌握して、分納という方法もあります。この指示のもとで忠実に強硬策を実行した

のがKということができると思います。ですから、現時点でもこの教訓は明らかにして、その手腕を認めただけでも、実際には北川町政のそういう滞納額を克服する、しかも、それは町民の暮らしとかけ離れた取り立てがあったことについて見抜けなかったわけですから、教訓とすべきだと思いますが、いかがですか。

A北川町長 議員のおっしゃるとおりでございますので、反省をしております。

(後略)

滞納総額	
27年度決算より	
約3億4630万円	
その内、	
新築資金	約1億5899万円
町民税	約1895万円
固定資産税	約3224万円
国保税	約5011万円
軽自動車税	約283万円
水道料金	約4030万円
下水道使用料	約858万円
住宅使用料	約2211万円
保育料	約501万円
学校給食費	約218万円

町政は、「深刻な貧困」と「無法の放置」の結果と受け止め、くらしと営業、子育て応援の施策充実と共に、「無法はゆるさない」との毅然とした町長の対応が必要で、職員任せでは解決できません。